

第3次計画の策定のポイント

【方向性】
現計画の内容を基本としつつ、必要な見直しを行い、**建築物の安全性の確保のため、円滑かつ適確な建築行政の業務を推進する。**

【施 策】
建築基準法及び建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度及び建築行政を取り巻く社会情勢等について、施策として体系ごとに位置づける。

【施策に反映させる新たな課題】

- ①令和4年の建築物省エネ法・建築基準法の改正への対応
- ②建築行政のデジタル化の推進
- ③近年発生した事故・災害への対応
- ④建築行政の担い手不足への対応

第3次計画の概要

I. 計画の概要

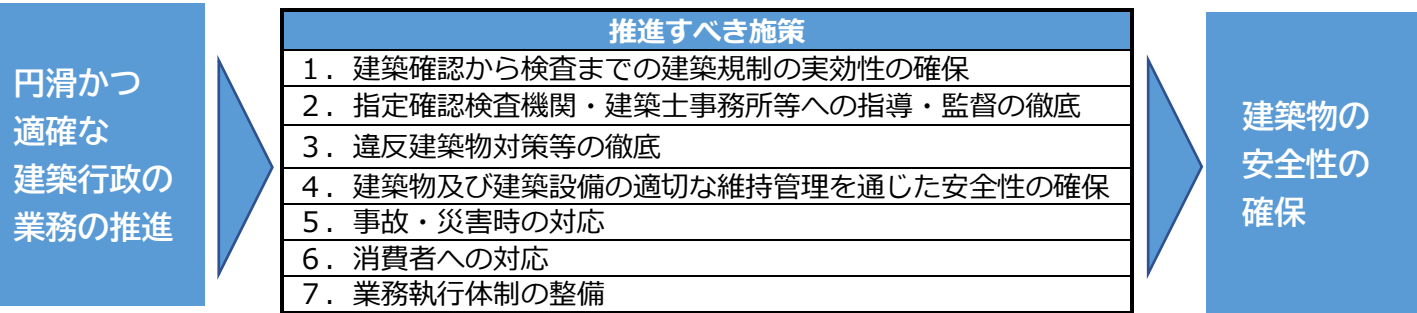
- 大阪府建築行政マネジメント計画とは
令和4年の建築物省エネ法・建築基準法改正など法改正や社会情勢の変化等に対応できるよう、国土交通省の技術的助言を踏まえ、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策など、建築物の安全性の確保のための施策を盛り込んだ計画。
- 策定主体：大阪府建築行政マネジメント推進協議会
(特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察消防等の関係機関、建築士団体等で構成)
- 計画期間：令和7年度から令和11年度までの5年間
- 対象範囲：建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等

II. 建築行政の主な制度と取り巻く状況

建築確認検査制度、違反建築物対策、既存建築物対策、事故・災害、建築行政の執行体制といった主な制度や建築行政を取り巻く状況を踏まえ、第3次計画に反映させる主な課題は次のとおり

- 令和4年の建築物省エネ法・建築基準法の改正への対応
- 建築行政のデジタル化の推進
- 近年発生した事故・災害への対応
- 建築行政の担い手不足への対応

III. 施策の方向性



IV. 推進すべき施策

V. 計画・取組の評価

本計画の進捗状況について、年度ごとに調査・分析・評価し、その結果を建築基準法・建築士法に係る建築行政の実務や取組に反映させる。

IV. 推進すべき施策

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保		
(1)	迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。
(2)	中間検査・完了検査の徹底/ 仮使用認定制度の適確な運用	建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、中間検査・工事完了検査の受検を徹底する。 仮使用認定制度を適確に運用し、建築物の安全確保を徹底する。
(3)	工事監理業務の適正化とその徹底	建築物の安全性の確保及び質の向上のため、適切な工事監理が行われるよう、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。
(4)	建築確認申請等の電子化の推進	建築行政分野においてもオンライン化対応が求められているため、建築関係手続きの効率化に向け、電子化を推進する。
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底		
(1)	指定確認検査機関・構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底	適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。
(2)	建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	適切な設計及び工事監理等業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。
3. 違反建築物対策等の徹底		
府民の生命、健康及び財産を保護するため、違反建築物等の実態の把握及び違反建築物対策等の徹底を図る		
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保		
(1)	定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	定期報告の徹底により、違反建築物対策や既存建築物の安全対策や、防火設備・昇降機・遊戯施設・建築設備の安全性確保の推進を図る。
(2)	既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	既存建築ストックの安全性の向上と有効活用の両立を図るための改修等の促進や、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を図る。
5. 事故・災害時の対応		
(1)	事故対応	建築物等に係る人身事故が発生した場合には、迅速かつ適確な事故対応を行うとともに、原因究明等の調査を行い、再発防止策を検討・実施する。
(2)	災害対応	被災建築物の二次的災害を防止することを目的に、災害時対応に取り組む。
6. 消費者への対応		
消費者から建築物についての安全・安心に係る様々な相談等が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費者への適切な対応、情報提供等を行う。		
7. 業務執行体制の整備		
(1)	内部組織の執行体制	建築基準法の目的から、関係法令を含め、制度の適切な執行は極めて重要であり、本計画の施策を遂行するための業務体制の構築を図る。
(2)	関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではないため、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る。